

（趣 旨）

第1条 この要綱は、全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを支え合う条例（令和5年3月条例第11号。以下「条例」という。）第14条及び第16条に基づき設置された佐賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）及び調整委員会の運営に関し必要な事項を定める。

（調査審議事項）

第3条 調査審議事項については、事前に委員に通知し、必要に応じて当該事項に関する資料を送付するものとする。

（審議会の会議の公開）

第4条 審議会の会議は、公開とする。ただし、佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）第6条各号に掲げる非開示情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合にあっては、一部又は全部を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きに基づく非公開は、会長が審議会に諮って決定する。

（調整委員会の会議の公開）

第5条 調整委員会の会議は、個人の人権侵害行為に係る事案についての調査審議が行われるものであり、当該個人又は関係者等は、そのことが公にされることによる二次被害の懸念等から非公開とする。

（会議の傍聴）

第6条 会長は、必要があると認めるときは会議ごとに、あらかじめ報道関係者以外の者に交付する傍聴券の数を定めることができる。

2 会議の傍聴方法については別に定めることができる。

3 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に調査審議を妨害しないよう注意するなど必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。

4 会長は、前項の指示をしたにもかかわらず、会議の運営が困難であると認めるときは、傍聴人を退室させることができる。

（議事録）

第7条 審議会及び調整委員会においては、会議ごとに議事録を作成することとする。

（事務局）

第8条 審議会の事務局を置く。

2 事務局は県民環境部人権・同和対策課に置く。

（委 任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。